令和５年第１回摂津市議会定例会

議案参考資料
（条例関係）

令和５年２月２０日提出

摂　津　市

目　次

議案第15号　摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件　‥‥　1

議案第16号　摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件　‥‥　3

議案第17号　摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　14

議案第18号　摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　22

議案第19号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　32

議案第20号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　34

議案第21号　摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　37

議案第22号　摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　39

議案第23号　摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　53

議案第24号　摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　56

議案第25号　摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　59

議案第26号　摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　61

議案第27号　摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件　‥‥　63

議案第28号　摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　66

議案第29号　摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件　‥‥　72

摂津市附属機関に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行

別表(第 2 条関係)

1　市長の附属機関

名称	担任事務
略	略
摂津市 ESCO 提案審査会	略
摂津市社会福祉法人設立認可等審査会	略
略	略

2・3　略

改　正　案

別表(第 2 条関係)

1　市長の附属機関

名称	担任事務
略	略
摂津市 ESCO 提案審査会	略
摂津市個人情報保護審議会	摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年摂津市条例第　号)第 9 条の規定による諮問に応じ同条各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務
摂津市社会福祉法人設立認可等審査会	略
略	略

2・3　略

議案第 15 号参考資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>
別表(第 2 条関係)
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>情報公開審査会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td>個人情報保護審査会委員</td><td>日額　9,000 円</td></tr>
<tr><td>人間尊重のまちづくり審議会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表(第 2 条関係)
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>情報公開審査会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td>人間尊重のまちづくり審議会委員</td><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

摂津市情報公開条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
目次 第１章・第２章　略 第３章　審査請求(第 17 条―第 26 条) 第４章　雑則(第 27 条―第 31 条) 附則	目次 第１章・第２章　略 第３章　審査請求(第 17 条―第 19 条) 第４章　雑則(第 20 条―第 23 条) 附則
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 14 条　公開請求に係る行政文書に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条、第 18 条及び第 19 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 ２・３　略	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 14 条　公開請求に係る行政文書に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条、第 18 条第２項及び第 19 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 ２・３　略
(審査会への諮問) 第 17 条の２　実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る	(審査会への諮問) 第 18 条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審

不作為について、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、摂津市情報公開審査会(第 20 条第 1 項を除き、以下「審査会」という。)に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。 (1)　審査請求が不適法であり、却下するとき。 (2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき(当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)。 2　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 3　実施機関は、審査会が第 1 項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決を行わなければならない。	査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、摂津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 (1)　審査請求が不適法であり、却下する場合 (2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。) 2　前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1)　審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。) (2)　請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (3)　当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(諮問をした旨の通知) 第 18 条　前条第 1 項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1)　審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。) (2)　請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (3)　当該諮問に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第 19 条　略 (1)　略 (2)　審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) 第 19 条　略 (1)　略 (2)　審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)
(情報公開審査会)	

第20条　第17条の2第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、摂津市情報公開審査会を設置する。

2　審査会は、委員5人以内で組織する。

3　審査会の委員は、行政文書の公開に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4　審査会の委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5　審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

2　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3　前2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下

「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第23条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第24条　審査会は、第21条第2項若しくは第3項又は前

条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。次項において同じ。)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3　審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開) 第25条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等) 第26条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 (運用状況の公表) 第27条　略 (他の制度との調整等) 第28条　略 (出資法人の情報の公開) 第29条　略 (委任) 第30条　略 (罰則)	(運用状況の公表) 第20条　略 (他の制度との調整等) 第21条　略 (出資法人の情報の公開) 第22条　略 (委任) 第23条　略

第 31 条　第 20 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。	

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>
別表(第 2 条関係)
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>情報公開審査会委員</td><td>日額　9,000 円</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表(第 2 条関係)
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>情報公開・個人情報保護審査会委員</td><td>日額　11,000 円</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行

（手数料の種類及び金額）

第２条　略

(1)・(2)　略

(3)　審査請求に関する事務

	事務	区分		手数料の額
ア	審査請求人等が提出した書面又は書類の写し等の交付	行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下この表において「法」という。)第38条第1項(法及び他の法令において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の規定による書面又は書類の写しの交付を複写機により用紙に複写して行う場合	単色刷り1枚	円 10
			多色刷り1枚	80
		法第38条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を用紙に出力して行う場合	単色刷り1枚	10
			多色刷り1枚	80

改　正　案

（手数料の種類及び金額）

第２条　略

(1)・(2)　略

(3)　行政不服審査に関する事務

	事務	区分	手数料の額
ア	審理員に提出された書面又は書類の写し等の交付	単色刷り1枚	10円
		多色刷り1枚	80円

イ	審査関係人が提出した主張書面又は資料の写し等の交付	法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付を複写機により用紙に複写して行う場合	単色刷り1枚	10
			多色刷り1枚	80
		法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を用紙に出力して行う場合	単色刷り1枚	10
			多色刷り1枚	80

備考

1　「用紙」とは、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。

2　用紙の両面に複写された写し又は出力された書面を交付する場合については、片面を1枚として計算する。

(4)～(12)　略

イ	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に提出された主張書面又は資料の写し等の交付	単色刷り1枚	10円
		多色刷り1枚	80円

備考

1　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として計算する。

2　交付する用紙については、原則として、日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

(4)～(12)　略

摂津市情報公開条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(定義) 第２条　略 (1)　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 (2)　略 (公開しないことができる行政文書) 第６条　略 (1)　法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報又は法	(定義) 第２条　略 (1)　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。 (2)　略 (公開しないことができる行政文書) 第６条　略

律若しくはこれに基づく政令の規定による国の行政機関若しくは府の機関の指示により公開してはならないとされた情報	
(2)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	ア　法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ　略	イ　略
ウ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項	ウ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項

に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分	に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある事業活動に関する情報	ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
イ 人の財産又は生活に重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報	イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の

	状況等に照らして合理的であると認められるもの
(4)　公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの	
(5)　市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等との間における調査、審議、企画、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(3)　市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(6)　市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	(4)　市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

	ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ　市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
2　略	2　略
(公益上の理由による裁量的公開) 第８条　第６条第１項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同項第２号から第６号までに掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開することができる。	(公益上の理由による裁量的公開) 第８条　第６条第１項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同項各号に掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開することができる。
(公開請求の手続)	(公開請求の手続)

第 10 条　公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。	第 10 条　公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
	2　実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
(公開請求に対する決定等)	(公開請求に対する決定等)
第 11 条　実施機関は、前条に規定する請求書の提出があった日から起算して 15 日以内に、公開請求に係る行政文書の公開の可否の決定(第 9 条の規定により公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る行政文書を保有していないため公開しない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。)をしなければならない。	第 11 条　実施機関は、請求書の提出があった日から 15 日(前条第 2 項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。)以内に、公開請求に係る行政文書の公開の可否の決定(第 9 条の規定により公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る行政文書を保有していないため公開しない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。)をしなければならない。
2　実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、その期間を 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の理由を請求者に	2　実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、その期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、延長後の期間及び延長の

通知しなければならない。	理由を請求者に通知しなければならない。
3・4　略	3・4　略
(公開決定等の期限の特例)	(公開決定等の期限の特例)
第 12 条　公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、第 10 条に規定する請求書の提出があった日から起算して 30 日以内にそのすべてについて公開決定等をすることができないときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第 12 条　公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、請求書の提出があった日から 30 日(第 10 条第 2 項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。)以内にその全てについて公開決定等をすることができないときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第 14 条　略	第 14 条　略
2　略	2　略
(1)　第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 項	(1)　第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 項

第2号イ又は同項第3号ア若しくはイに規定する情報に該当すると認められるとき。 (2)　略 3　略 (費用の負担) 第16条　この条例の規定に基づく行政文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。 2　この条例の規定に基づき行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。	第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2)　略 3　略 (費用の負担) 第16条　公開請求に係る手数料は、無料とする。 2　前条第 2 項の規定による写しの交付(同項に規定する実施機関が定める方法を含む。)により行政文書の公開を受ける者は、当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。 3　前2項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の公開について準用する。

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(給料及び基本報酬) 第5条　略 2　略 (1)　略 ア　当該パートタイム会計年度任用職員がフルタイム会計年度任用職員であるとしたならば前項の規定により決定される号給の額(以下「基準月額」という。)に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 イ　略 (2)　略	(給料及び基本報酬) 第5条　略 2　略 (1)　略 ア　当該パートタイム会計年度任用職員がフルタイム会計年度任用職員であるとしたならば前項の規定により決定される号給の額(以下「基準月額」という。)に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められた<u>当該パートタイム会計年度任用職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 イ　略 (2)　略
(時間外勤務手当等) 第10条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定す	(時間外勤務手当等) 第10条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定す

る勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務報酬。以下この条、第 13 条及び第 17 条において同じ。)として支給する。

(1)・(2)　略

2・3　略

4　略

(1)　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務　100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2)　略

5　略

(1)　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務　100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)から第 1 項各号に定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減じた

る勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務報酬。以下この条、第 13 条及び第 17 条において同じ。)として支給する。

(1)・(2)　略

2・3　略

4　略

(1)　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務　100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175)

(2)　略

5　略

(1)　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務　100 分の 150(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175)から第 1 項各号に定める割合(その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を減

割合 (2)　略 6　略	じた割合 (2)　略 6　略
(期末手当) 第16条　期末手当は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。第5項において「給与条例」という。)第23条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。	(期末手当) 第16条　期末手当は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。第5項において「給与条例」という。)第23条第1項に規定する基準日(以下この項から第3項までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。それぞれの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した6か月以上の任期を定められた会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3～5　略	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 3～5　略

(通勤手当等)

第18条　略

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(2)　通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(3)　略

2　略

(1)　前項第1号に掲げる会計年度任用職員　規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する

(通勤手当等)

第18条　略

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする会計年度任用職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(2)　通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項及び次項において「自動車等」という。)を使用することを常例とする会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(3)　略

2　略

(1)　前項第1号に掲げる会計年度任用職員　規則で定めるところにより算出した当該会計年度任用職員の1か月

運賃等の額に相当する額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2)・(3)　略

3　略

別表(第5条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900

の通勤に要する運賃等の額に相当する額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2)・(3)　略

3　略

別表(第5条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800

	18	167,400	18	171,200	
	19	168,900	19	172,600	
	20	170,400	20	174,000	
	21	171,700	21	175,300	
	22	174,400	22	177,800	
	23	177,000	23	180,300	
	24	179,600	24	182,800	
	25	182,200	25	185,200	
	26	183,900	26	186,900	
	27	185,500	27	188,500	
	28	187,200	28	190,200	
	29	188,700	29	191,700	
	30	190,400	30	193,400	
	31	192,200	31	195,200	
	32	193,900	32	196,900	
	33	195,500	33	198,500	
	34	197,300	34	200,300	
	35	199,100	35	202,100	
	36	200,900	36	203,900	
	37	202,400	37	205,400	
	38	204,200	38	207,200	
	39	206,000	39	209,000	
	40	207,800	40	210,800	
	41	209,400	41	212,400	
	42	211,200	42	214,200	
	43	213,000	43	216,000	
	44	214,800	44	217,800	
	45	216,200	45	219,200	
	46	218,000	46	221,000	
	47	219,700	47	222,700	
	48	221,500	48	224,500	

49	223,200		49	226,100	
50	224,900		50	227,800	
51	226,500		51	229,400	
52	228,100		52	230,900	
53	229,500		53	232,200	
54	231,200		54	233,800	
55	232,800		55	235,400	
56	234,400		56	236,900	
57	235,400		57	237,900	
58	236,900		58	239,400	
59	238,300		59	240,700	
60	239,500		60	241,900	
61	240,700		61	243,100	
62	241,900		62	244,100	
63	242,900		63	245,100	
64	244,100		64	246,100	
65	245,400		65	247,200	
66	246,400		66	248,100	
67	247,600		67	249,000	
68	248,900		68	250,000	
69	249,800		69	250,900	
70	251,100		70	252,200	
71	252,300		71	253,400	
72	253,600		72	254,700	
73	255,000		73	256,000	
74	256,400		74	257,400	
75	257,600		75	258,600	
76	258,800		76	259,800	
77	260,000		77	260,900	
78	261,200		78	262,100	
79	262,500		79	263,400	

	80	263,600	80	264,500	
	81	264,700	81	265,600	
	82	265,800	82	266,600	
	83	267,100	83	267,800	
	84	268,400	84	268,900	
	85	269,400	85	269,900	
	86	270,500	86	270,900	
	87	271,800	87	272,000	
	88	273,100	88	273,100	
	89	274,000	89	274,000	
	90	275,000	90	275,000	
	91	275,900	91	275,900	
	92	277,000	92	277,000	
	93	278,100	93	278,100	
	94	279,100	94	279,100	
	95	280,000	95	280,000	
	96	281,000	96	281,000	
	97	281,500	97	281,500	
	98	282,400	98	282,400	
	99	283,100	99	283,100	
	100	284,000	100	284,000	
	101	285,000	101	285,000	
	102	285,800	102	285,800	
	103	286,600	103	286,600	
	104	287,400	104	287,400	
	105	288,200	105	288,200	
	106	288,700	106	288,700	
	107	289,100	107	289,100	
	108	289,600	108	289,600	
	109	289,800	109	289,800	
	110	290,100	110	290,100	

	111	290,300	111	290,300	
	112	290,700	112	290,700	
	113	290,900	113	290,900	
	114	291,100	114	291,100	
	115	291,500	115	291,500	
	116	291,800	116	291,800	
	117	292,100	117	292,100	
	118	292,400	118	292,400	
	119	292,700	119	292,700	
	120	293,100	120	293,100	
	121	293,400	121	293,400	
	122	293,800	122	293,800	
	123	294,100	123	294,100	
	124	294,500	124	294,500	
	125	294,700	125	294,700	
	126	294,900	126	294,900	
	127	295,200	127	295,200	
	128	295,600	128	295,600	
	129	295,800	129	295,800	
	130	296,100	130	296,100	
	131	296,500	131	296,500	
	132	296,900	132	296,900	
	133	297,100	133	297,100	
	134	297,400	134	297,400	
	135	297,800	135	297,800	
	136	298,100	136	298,100	
	137	298,300	137	298,300	
	138	298,600	138	298,600	
	139	299,000	139	299,000	
	140	299,300	140	299,300	
	141	299,500	141	299,500	

142	299,900
143	300,300
144	300,600
145	300,800
146	301,000
147	301,300
148	301,700
149	301,900
150	302,100
151	302,400
152	302,700
153	303,100
154	303,300
155	303,600
156	303,900
157	304,200

142	299,900
143	300,300
144	300,600
145	300,800
146	301,000
147	301,300
148	301,700
149	301,900
150	302,100
151	302,400
152	302,700
153	303,100
154	303,300
155	303,600
156	303,900
157	304,200

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表(第 2 条関係)

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額　133,000 円
略	略
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額　133,000 円
略	略
教育相談専門員	略
投票所の投票管理者	略
略	略

改　正　案

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表(第 2 条関係)

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額　144,000 円
略	略
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額　144,000 円
略	略
教育相談専門員	略
認知症初期集中支援チームサポート医	予算の範囲内で市長が定める額
投票所の投票管理者	略
略	略

摂津市消防団条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(費用弁償) 第 15 条　消防団員が職務のため旅行したときは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。	(費用弁償) 第 15 条　消防団員が職務のため旅行したときは、摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

(手当の支給範囲及び額)

第３条　略

２　特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の支給限度額の欄に定める額を限度として市長が定める額とする。

(委任)

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第２条、第３条関係)

<table>
<tr><th>番号</th><th>種類</th><th>支給対象職員</th><th>支給限度額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>

</td><td>

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

(手当の支給範囲及び額)

第３条　略

２　特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の支給限度額の欄に定める額を限度として規則で定める額とする。

(委任)

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第２条、第３条関係)

<table>
<tr><th>番号</th><th>種類</th><th>支給対象職員</th><th>支給限度額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

2	衛生・一般廃棄物作業従事手当	(1)　薬剤散布業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの (2)　一般廃棄物の収集運搬業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの (3)　一般廃棄物の焼却又は焼却残さ処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの (4)　し尿処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの	日額 600円
		略	略
		死獣処理業務主管課職員のうち、当該業務作業に従事したもの	略
3～7	略	略	略

2	衛生・一般廃棄物作業従事手当	(1)　薬剤の散布作業に従事した職員 (2)　一般廃棄物の収集運搬作業に従事した職員 (3)　し尿の処理作業に従事した職員	日額 600円
		略	略
		死獣の処理作業に従事した職員	略
3～7	略	略	略

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(特殊勤務手当等) 第 15 条　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年摂津市条例第28号)第3条第1項に規定する職員に該当する会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員にあっては同条例の定めるところにより特殊勤務手当を支給し、パートタイム会計年度任用職員にあっては同条例の適用を受ける職員の例により同条第 2 項に規定する額を特殊勤務報酬として支給する。	(特殊勤務手当等) 第15条　摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年摂津市条例第 28 号)第 3 条第 1 項に規定する職員に該当する会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員にあっては同条例の定めるところにより特殊勤務手当を支給し、パートタイム会計年度任用職員にあっては同条例の適用を受ける職員の例により同条第 2 項に規定する額を特殊勤務報酬として支給する。

摂津市子ども・子育て会議条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(設置) 第１条　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第１項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	(設置) 第１条　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第１項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

摂津市立認定こども園条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(事業) 第３条　略 (1)～(3)　略 (4)　預かり保育(法第 59 条第 10 号に規定する一時預かり事業のうち、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児(認定こども園に在籍する者をいう。以下同じ。)に対して行うものをいう。次号において同じ。) (5)・(6)　略	(事業) 第３条　略 (1)～(3)　略 (4)　預かり保育(法第 59 条第 10 号に規定する一時預かり事業のうち、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児(認定こども園に在籍する者をいう。以下同じ。)に対して行うものをいう。次号において同じ。) (5)・(6)　略

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(利用定員) 第４条　略 ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1)　認定こども園　法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2)　幼稚園　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3)　保育所　法第19条第１項第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(利用定員) 第４条　略 ２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1)　認定こども園　法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2)　幼稚園　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3)　保育所　法第19条第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第６条　略	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第６条　略

2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4・5　略	4・5　略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条　略 2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条　略 2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(受給資格等の確認) 第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。	(受給資格等の確認) 第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領) 第13条　略 2・3　略 4　略 (1)・(2)　略 (3)　略 ア　略 (ｱ)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円 (ｲ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円) イ　略 (ｱ)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(利用者負担額等の受領) 第13条　略 2・3　略 4　略 (1)・(2)　略 (3)　略 ア　略 (ｱ)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円 (ｲ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(ｲ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円) イ　略 (ｱ)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(ｲ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(ｲ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
ウ　略	ウ　略
(4)・(5)　略	(4)・(5)　略
5・6　略	5・6　略
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条　略	第15条　略
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　幼稚園　幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)	(3)　幼稚園　幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)
(4)　略	(4)　略
2　略	2　略
(運営規程)	(運営規程)
第20条　略	第20条　略
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1	(4)　特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11)　略	掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11)　略
(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第 26 条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第 26 条　削除
(特別利用保育の基準) 第 35 条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条	(特別利用保育の基準) 第 35 条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条

第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「現に利用している同号」とあるのは「現に利用している同号又は同項第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「現に利用している同号」とあるのは「現に利用している同号又は同条第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「現に利用している同号」とあるのは

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「現に利用している同号」とあるのは「現に利用して

「現に利用している同項第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条　略

2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事

いる同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条　略

2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の

業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条　略

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4　略

雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条　略

2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4　略

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条　特定地域型保育事業者が、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条　特定地域型保育事業者が、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、

この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「の同号」とあるのは「の同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除

この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第3号」とあるのは「法第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「の同号」とあるのは「の同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同

く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条　特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。	第52条　特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19

19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
	(安全計画の策定等) 第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

	(自動車を運行する場合の所在の確認) 第8条の3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。
(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第 11 条　家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 62 条第 1 項に規定する社	(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準) 第 11 条　家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 62 条第 1 項に規定する社

会福祉施設をいう。以下同じ。)等とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	会福祉施設をいう。以下同じ。)等とを併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第 14 条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第 14 条　削除
(衛生管理等) 第 15 条　略 2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項において同じ。)において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3～5　略	(衛生管理等) 第 15 条　略 2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項において同じ。)において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5　略

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
	(安全計画の策定等) 第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直

しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の

	見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
(衛生管理等) 第14条　略 2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3　略	(衛生管理等) 第14条　略 2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3　略

摂津市立児童発達支援センター条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(使用料) 第 16 条　児童発達支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)の保護者は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第 5 条第 1 号及び第 12 条第 1 号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略 附　則 1・2　略 (使用料の額の特例) 3　平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間において、同一の月における使用料(第 5 条第 1 号に規定する保育所等訪問支援(小学校就学の始期に達するまでの者以外の者に係るものに限る。)に関する事業及び第 12 条第 1 号に掲げる事業に係るものを除く。以下この項において	(使用料) 第 16 条　児童発達支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)の保護者は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第 5 条第 1 号及び第 12 条第 1 号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略 附　則 1・2　略 (使用料の額の特例) 3　平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、同一の月における使用料(第 5 条第 1 号に規定する保育所等訪問支援(小学校就学の始期に達するまでの者以外の者に係るものに限る。)に関する事業及び第 12 条第 1 号に掲げる事業に係るものを除く。以下この項において

同じ。)の額(第 16 条第 2 項の規定に該当するものに限る。以下この項において同じ。)の合計額が、市長が別に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該同一の月における使用料の額は、当該市長が別に定める額とする。	同じ。)の額(第 16 条第 2 項の規定に該当するものに限る。以下この項において同じ。)の合計額が、市長が別に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該同一の月における使用料の額は、当該市長が別に定める額とする。

摂津市立ふれあいの里条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(使用料) 第 20 条　ふれあいの里を利用する者(以下「利用者」という。)(第 5 条第 1 号に掲げる事業に係る利用をする者に限る。次項において同じ。)は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第 5 条第 1 号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略	(使用料) 第 20 条　ふれあいの里を利用する者(以下「利用者」という。)(第 5 条第 1 号に掲げる事業に係る利用をする者に限る。次項において同じ。)は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第 5 条第 1 号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略

摂津市立みきの路条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(使用料) 第7条　みきの路を利用する者(以下「利用者」という。)(第2条第1号に掲げる事業に係る利用をする者に限る。次項において同じ。)は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第2条第1号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略	(使用料) 第7条　みきの路を利用する者(以下「利用者」という。)(第2条第1号に掲げる事業に係る利用をする者に限る。次項において同じ。)は、法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第2条第1号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。 2　略

摂津市子どもの医療費の助成に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(対象者) 第3条　略 2　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者 (2)～(5)　略	(対象者) 第3条　略 2　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者 (2)～(5)　略

摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
（対象者） 第２条　略 ２　略 ３　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4)　略	（対象者） 第２条　略 ２　略 ３　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成６年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(4)　略

摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(対象者) 第2条　略 2　略 3　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(5)　略	(対象者) 第2条　略 2　略 3　略 (1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (2)～(5)　略

摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(出産育児一時金) 第 7 条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、408,000円を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上限として加算するものとする。 2　略	(出産育児一時金) 第 7 条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、488,000円を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上限として加算するものとする。 2　略
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条　略 (1)　所得割　100 分の 8.44 (2)　被保険者均等割　一般被保険者 1 人につき 31,038 円 (3)　略 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　1 世帯につき 31,302 円 イ・ウ　略 2　略	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条　略 (1)　所得割　100 分の 8.94 (2)　被保険者均等割　一般被保険者 1 人につき 33,345 円 (3)　略 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　1 世帯につき 33,247 円 イ・ウ　略 2　略

(基礎賦課限度額) 第 15 条の 5　第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第20条第1項において同じ。)は、630,000円を超えることができない。	(基礎賦課限度額) 第 15 条の 5　第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第20条第1項において同じ。)は、650,000円を超えることができない。
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 15 条の 5 の 5　略 (1)　所得割　100 分の 2.66 (2)　被保険者均等割　一般被保険者 1 人につき 9,426 円 (3)　略 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　1 世帯につき 9,500 円 イ・ウ　略 2　略	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第 15 条の 5 の 5　略 (1)　所得割　100 分の 2.97 (2)　被保険者均等割　一般被保険者 1 人につき 10,584 円 (3)　略 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　1 世帯につき 10,574 円 イ・ウ　略 2　略
(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 15 条の 5 の 10　第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第 15 条の 5 の 10　第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険

者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条第3項において同じ。)は、190,000円を超えることができない。	者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条第3項において同じ。)は、200,000円を超えることができない。
(介護納付金賦課額の保険料率) 第15条の9　略 (1)　所得割　100分の2.48 (2)　被保険者均等割　介護納付金賦課被保険者1人につき18,306円 2　略	(介護納付金賦課額の保険料率) 第15条の9　略 (1)　所得割　100分の2.61 (2)　被保険者均等割　介護納付金賦課被保険者1人につき19,552円 2　略
(低所得者の保険料の減額) 第20条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)とする。 (1)　略 (2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯	(低所得者の保険料の減額) 第20条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。 (1)　略 (2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯

主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、285,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ　略

(3)　第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、520,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、290,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ　略

(3)　第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、535,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ　略

2　略

3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「630,000円」とあるのは「190,000円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「630,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ　略

2　略

3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第20条の5　略 2　前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 (徴収猶予) 第24条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4)　略	第20条の5　略 2　前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 (徴収猶予) 第24条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4)　略

摂津市ラブホテル建築規制条例（抄）

下線部分は改正箇所

現　　行	改　正　案
(禁止区域) 第5条　略 (1)　略 ア～カ　略 キ　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設 ク～コ　略 (2)　略 (委任) 第13条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(禁止区域) 第5条　略 (1)　略 ア～カ　略 キ　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設 ク～コ　略 (2)　略 (委任) 第13条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。